別表第一の二（第十七条、第四十五条関係）

定期検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額（円）	24,900	55,900	58,400	63,300	92,600	112,800	
		タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	20,600			24,600			
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額（円）	17,500	24,300	29,200	35,000	50,600	65,200	
	ふん尿等の排出防止に関する設備		最大搭載人員（人）	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上	
			金額（円）	15,400	17,400	19,500	21,600	23,700	25,700	
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	19,300			23,700			
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	17,600			21,800			
第一種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額（円）	15,300	43,300	44,600	47,100	64,000	78,000	
		タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	14,300			16,800			
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額（円）	12,100	15,300	17,600	21,700	25,400	32,800	
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	19,000			21,200			
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	17,300			19,400			
第二種中間検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額（円）	12,600	22,100	22,800	24,500	31,400	41,700	
		タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	10,900			12,700			
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額（円）	10,300	12,100	13,800	16,400	17,400	22,800	
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	19,000			19,900			
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	17,300			18,100			
臨時検査又は臨時航行検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満			45以上			
			金額（円）	臨検回数1回につき　10,300			臨検回数1回につき　22,500			
		タンカー以外の船舶	金額（円）	臨検回数1回につき　9,800						
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満			45以上			
			金額（円）	臨検回数1回につき　10,000			臨検回数1回につき　18,900			
	ふん尿等の排出防止に関する設備		最大搭載人員（人）	臨検回数1回につき　10,800						
			金額（円）							
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数（トン）	臨検回数1回につき　12,400						
			金額（円）							
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	臨検回数1回につき　11,100						
			金額（円）							
法第十九条の五十三の検査	油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書	タンカー	船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額（円）	40,200	71,100	73,700	79,900	107,800	121,600	
		タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	35,800			39,900			
	有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書		船舶の長さ（メートル）	45未満	45以上70未満	70以上100未満	100以上140未満	140以上180未満	180以上	
			金額（円）	31,100	38,500	43,900	55,300	67,300	83,400	
	ふん尿等の排出防止に関する設備		最大搭載人員（人）	200未満	200以上400未満	400以上600未満	600以上800未満	800以上1,000未満	1,000以上	
			金額（円）	22,500	24,600	26,700	28,700	30,800	32,900	
	大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書	原油タンカー	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	26,300			30,700			
		原油タンカー以外の船舶	総トン数（トン）	10,000未満			10,000以上			
			金額（円）	24,800			28,900			

製造に係る予備検査	油水分離器	1個につき　49,900円
	標準排出連結具（ビルジ等排出防止設備のもの）	1個につき　2,550円
	標準排出連結具（ふん尿等排出防止設備のもの）	1個につき　2,550円
	ビルジ用濃度監視装置	1個につき　53,900円
	油分濃度計	1個につき　65,700円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき　51,900円
	流量計	1個につき　32,200円
	船速計	1個につき　32,200円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき　57,800円
	油水境界面検出器	1個につき　32,200円
	洗浄機	1個につき　20,300円
	通風機	1個につき　8,600円
	ふん尿等浄化装置	1個につき　59,100円
	ふん尿等処理装置	1個につき　54,800円
	液面計測装置	1個につき　5,000円
	圧力計測装置	1個につき　10,000円
	高位液面警報装置	1個につき　12,200円
	通気装置	1個につき　4,000円
	船舶発生油等焼却設備	1個につき　65,600円
改造、修理又は整備に係る予備検査	油水分離器	1個につき　24,900円
	ビルジ用濃度監視装置	1個につき　26,900円
	油分濃度計	1個につき　32,800円
	バラスト用濃度監視装置の監視記録装置	1個につき　25,900円
	流量計	1個につき　16,000円
	船速計	1個につき　16,000円
	バラスト用油排出監視制御装置の監視記録装置	1個につき　28,900円
	油水境界面検出器	1個につき　16,000円
	洗浄機	1個につき　10,100円
	ふん尿等浄化装置	1個につき　29,500円
	ふん尿等処理装置	1個につき　27,400円
	液面計測装置	1個につき　2,500円
	圧力計測装置	1個につき　5,000円
	高位液面警報装置	1個につき　6,100円
	通気装置	1個につき　2,000円
	船舶発生油等焼却設備	1個につき　33,100円

備考1　臨検回数は、船舶検査が1人1日につき4時間を超えない臨検時間をもつて1回とし、1日の臨検時間が4時間を超える場合は、これを2回として算出する。
2　臨時検査及び臨時航行検査の手数料の額は、この表に定める額が当該油の排出防止に関する設備等及び油濁防止緊急措置手引書又は有害液体物質の排出防止に関する設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書に係る定期検査の額を超える場合は、当該定期検査の手数料の額に相当する額とする。

第1号の二様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」に改め、同様式を第1号の二の三様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第1号の三様式中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則」に改め、同様式を第1号の二の四様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。